いじめ重大事態調査報告書

１．　調査について

（１）関係児童

（当事者について）

被害児童　小学６年（当時）　女　１名（Ａ）

関係児童　小学６年（当時）　男　１名（Ｂ）小学６年（当時）　男　１名（Ｃ）

　　小学６年（当時）　女　１名（Ｄ）

（２）事実関係の概要

Ａは、令和４年２月よりＢから、令和４年５月よりＣから暴言・暴力を受けた。Ｂからはボールをぶつけられたり、怒鳴られる等された。Ｃからは足を蹴られたり、暴言等を言われたりした。Ｂからボールを当てられた際は、医師より右外傷性網膜剥離、右眼球打撲傷、頸椎捻挫と診断を受けた。また、Ａは、令和４年５月の修学旅行の際、部屋で起きたトラブルがきっかけに、Ｄより強い口調で注意されたり、体験学習で絵の具を貸してもらえないなど、無視や仲間外れにされた。その後、令和４年６月よりＡは不登校となった。（これらの事案をまとめて「本件」という）

（３）調査の目的

本調査は、いじめ事実の全容解明、及び当該いじめ事案への対処及び同種の事案の再発防止を目的として行う。

（４）調査組織

本調査は、学校を主体として行う。

緊急対策委員会（構成）

校長、教頭、中核教諭・教育相談コーディネーター、養護教諭、総括教諭代表、第三者委員３名

２．いじめ防止対策推進法第 28 条に基づく学校主体による調査報告

（１）調査内容

①　冷やかされたり、ボールをぶつけられケガをさせられたりした事案（令和４年２月、３月）

②　廊下でボールをぶつけられた事案（同年４月）

③　ボールをぶつけられそうになったり、怒鳴られたりした事案（同年５月）

④　日常的な暴言や嫌がらせに当たる事案（同年５月）

⑤　体育の授業の際、蹴られた事案（同年５月）

⑥　ボールを投げられたり、暴言を言われたりした事案（同年５月）

⑦　運動会の練習中に「なんでお前がいるの」と言われた事案（同年 10 月）

⑧　修学旅行中のトラブルをきっかけとした事案

⑨　修学旅行後の言動に係る事案（同年５月）

⑩　卒業後に学校が把握した事案（同年６月以降）

（２）調査日程

日時	調査内容
令和５年 ７月 19 日（水）	20 日の調査会に向けて、内容、仕事分担の確認
７月 20 日（木）	事案についての報告、今後の調査についての検討
７月 21 日（金）	今後調査をしていくために準備すべき資料の確認
８月１日（火）	調査報告書作成の進捗と内容確認
８月 18 日（金）	調査報告書の内容検討（考察部分について）
８月 21 日（月）	調査報告書の内容確認（いじめ被害の状況について）、被害児童および関係児童についての内容確認
８月 25 日（金）	職員会議において、職員全体にいじめ重大事態調査の進捗を報告し職員アンケート（本件への学校対応にかかる認識及び今後の再発防止について確認するもの）を実施することについて、周知。
８月 28 日（月）	全教職員に向けてアンケートを実施
同日	調査報告書の内容確認（いじめ被害の状況について）
８月 31 日（木）	調査報告書の内容確認（いじめ被害の状況について）、被害児童および関係児童についての内容確認
９月４日（月）	調査報告書の内容確認（いじめ被害の状況について）、被害児童および関係児童についての内容確認
９月６日（水）	調査報告書の内容確認（いじめ被害の状況について）、被害児童および関係児童についての内容確認
９月７日（木）	調査報告の内容確認、今後の調査の方向性について
９月 25 日（月）	９月７日第２回第三者委員を含む校内いじめ対策委員会をうけて修正した箇所の確認
10 月４日（水）	報告書加筆訂正部分の確認
10 月 13 日（金）	校内教職員アンケートの結果を受けて今後のいじめ防止対策についての話し合い
11 月 16 日（木）	報告書加筆訂正部分の確認
11 月 21 日（火）	報告書加筆訂正部分の確認
12 月４日（月）	報告書加筆訂正部分の確認
12 月７日（木）	調査報告の内容確認、今後の調査の方向性について
令和６年 １月 12 日（金）	報告書概要版の確認
２月５日（月）	報告書加筆訂正部分の確認

（３）調査方法

６－１担任・６－２担任の指導記録、中核教諭・養護教諭が記録保存している被害児童、関係児童に関わる記録の整理、及び事案発生時に組織的に対応した指導記録を中心に調査するとともに、関係学校職員への聞き取り調査を行う。

（４）調査結果

上記組織・方法で調査を経て、①～⑩の調査内容を「いじめ」と認定した。

３．学校の対応

（１）いじめの未然防止

Ａへの対応については、５年生時のＡの状況や性格等について６年生に引き継がれたことが、６年生時に十分に生かされていなかったのではないかという反省点がある。

Ｂ・Ｃに関しては、その場の感情で衝動的な振る舞いを繰り返した。学級担任の継続的な指導により、Ｂ及びＣも徐々に成長し、衝動的な行動が減少してきたが、Ｂ・Ｃの抱える課題を十分に解消することまでは難しかった。

Ｄに関して、修学旅行において、Ａの言動に対してＤから注意を受けることもあり、関係の悪化が見られ出した。この段階から児童の様子をきめ細かく観察することが十分にできていなかった点は、反省点である。

（２）初動対応と考察

Ｂに関しては５年時から続いてきた事案でもあり、初動の段階で早期に関係の修復が図れなかったことは課題として捉えている。

Ｃについては、ＢとＣが一緒になってＡに対して嫌がらせをする状況も見られたので、Ｂ・ＣとＡを物理的に離したり、接点をもたないようにも試みたりしたが、十分に機能しない場面もあった。

Ｄについては、ＤとＡについては、５月 13 日の修学旅行をきっかけに関係が悪化したが、５月 18 日にＡ保護者から訴えがあったにもかかわらず、その状況について学校として明確には認識できていなかった。指導に当たる教諭間で情報共有する体制ができていなかったことも、指導に対する意識の甘さがあったと反省している。

また、学校職員のＡに対する理解が十分でなかったのではないかという反省がある。学校の中にＡが安心していられる場所、Ａが安心して一緒にいられる職員や友だち関係が十分に作れなかったことは、初動の対応として至らなかった点である。また、事案が発生した際に、児童への聞き取りをより素早く行う必要があった。

（３）Ａ保護者への対応に係る考察

保護者に対して、十分な納得のいく説明及び対応を学校が行うことができなかった。Ａ保護者への対応に係る問題点として、㋐５年生時から６年生時に引き継がれた内容を、学校としてどこまで理解し、それをＡ保護者と共有できていたか、㋑保護者の思いや苦しみに全面的に寄り添う姿勢の不足、㋒学校としての誠意や熱意、ＡやＡ保護者の痛みを思う気持ちを、Ａ保護者に十分に伝えることができなかったことがあげられる。

（４）関係保護者への対応に係る考察

Ｂ保護者及びＣ保護者については、連絡等がつきにくかったが、繰り返し連絡を取り、最終的にはそれぞれの保護者がＡ保護者に謝罪することはできた。しかしその後も、Ａ及びＡ保護者のＢ及びＣへの

疑問・憤り・精神的苦痛が解消されたわけではなかった。Ｄ保護者への、学校からの連絡が遅くなったこともあり、Ａ保護者としては、Ｄ保護者に対する不信感を解消するには至らなかった。学校からのＤ本人やＤ保護者への説明が十分でなかった点が大きな反省点である。そのことがＤ保護者のいじめに対する認識にずれを生じさせることにつながった。

（５）組織的な対応に係る考察

Ａに係る事案については、その発生直後から、本校いじめ対策委員会として組織的に対応を協議し、児童への指導の対応、保護者への対応、関係機関との連携等を行ってきた。よって本事案について、学校が組織的な対応を行ってきたことは事実である。

しかしながら、協議を行う際は組織的に行ったとしても、場面によっては個々の職員が一人で判断して対応せざるを得ない状況もあったことは反省点である。

４．再発防止に向けた対策

（１）全教職員へのアンケートの実施と全体評価

（２）児童支援部会での「いじめ防止基本方針」及び「いじめ防止年間計画」の検討協議

（３）検討協議を受けてからの「いじめ対策のポイント」

①いじめ防止対策
②いじめ早期発見に関する取組
③いじめ事案発生への対応
④児童への指導・支援

５．会長所見

被害児童に対しては、５年時から続くいじめのために重大事態へ至ったことを大変申し訳なく思っている。Ａ保護者には５年時から相談を受けていたにも関わらず、学校がＡにとって安心できる場とならなかったことは申し訳ない気持ちが大きい。また、関係児童に適切な指導を行えなかったことでいじめが長期化したことも、学校として一人一人の児童に向き合う姿勢が足りなかったと反省している。今後は職員研修等をとおして児童理解や児童への適切な指導の仕方などを全職員で身につけ、児童が安心して生活できる学校にしていきたいと考えている。